

町税だより

4月は軽自動車税の納付月

「納期限は4月30日（水）です」

4月から平成20年度がスタートしました。町税の納期限内納入をお願いします。

納税は、各納期ごとの納期内納入が原則ですが、納税組合ごとに納入状況を分析すると、12月に一括完納される方や、3月の年度末に完納される方が多く、納期内納入率低下の原因となっています。納期内納入率が低下してしまうと、公共事業などに支払う費用が不足し、銀行などから一時借入れすることになり、町の仕事に支障をきたすこととなります。

町税は、まちの活力を支えるための大切な自主財源です。各納期ごとの、納期内納入にご協力ください。

口座振替制度の活用

口座振替を利用すると、各納期ごとに預金通帳から自動的に引き落としができ、納税のためにわざわざお出かけになる必要がありません。忙しい方、不在がちな方には、特に便利です。納付を忘れ、延滞金（年利14・6%）を納めることになる心配もありません。口座引き落とし日は、納付月の25日です。（25日が祝日、

土、日曜日の場合は、翌営業日）

口座振替申込の方法

1 準備するもの

引き落としする通帳・印鑑

2 申込場所

引き落としをしたい口座のある金融機関

3 申込用紙

各金融機関、役場税務課・総合管理課

4 申し込みのできる金融機関

① J A 鹿児島いずみ農業協同組合東事業所・長島事業所

② 鹿児島相互信用金庫長島支店・西長島支店

③ 鹿児島県信用漁業協同組合連合会東町支店

④ 町内の郵便局

※町税の口座振替を推進していただきますので、お気軽にお問い合わせください。

町税の減免制度

◎軽自動車税

身体障害者や精神障害者が所有する軽自動車で、身体障害者本人が日常生活用として運転する場合、身体障害者の通院・通学・通所などのために、生計を同一にする方が運転する場合に減免できます。

（1人1台に限ります）

◎固定資産税

生活保護受給者や公益のため直接占有する固定資産（自治公民館の敷地を無料で借用している場合）、災害などにより著しく価格を減じた固定資産などが対象となります。

○「町税減免申請書」は、前年度申請者および各納税組合長さん宛に送付しますので、納期限の7日前までに税務課へ提出してください。

軽自動車税の減免該当者は、減免申請書と身体障害者手帳等が必要となります。

固定資産の縦覧と閲覧

税務課では、平成19年度に登録されている町内の土地および家屋の縦覧を4月1日（火）から6月2日（月）まで実施します。

納税義務者本人の所有以外の土地・家屋についても、一定の項目に限り縦覧ができ、納税義務者本人の課税台帳の閲覧は1年を通してできます。（いずれも、土・日・祝祭日を除きます）

特に、平成19年中に土地の異動をされた方や家屋を新築・増築された方は、早めに閲覧ください。ただし、代理の方が課税台帳を閲覧される場合は委任状が必要となります。

縦覧・閲覧にお越しの際には、必ず印鑑を持って持参してください。

【問い合わせ先】

役場税務課

Tel 0996-86-1111